

1 概要

夫婦関係が円満でなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係が円満でなくなった原因がどこにあるのか、どうすればその原因を取り除くことができるか等について、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦ご自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくこととなります。また、その間の生活費の問題や、未成年の子どもと離れている親がいる場合には、その親と子どもとの面会交流をどうするか等についても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚，84円×8枚，20円×5枚，10円×8枚，2円×5枚，1円×5枚
合計1007円分

3 申立てに必要な書類

※ 別添の「**！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～**」をよく読んで提出してください。

- 申立書 3 通
→ 申立書は、相手方に送付されますので、裁判所用、相手方用、あなた用の控えの 3 通を作成してください。
- 事情説明書 1 通
- 子についての事情説明書 1 通
→ 未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 送達場所等届出書 1 通
→ 同届出書上部の【注意】をよく読んで記入してください。
- 進行に関する照会回答書 1 通
→ これは、相手方が見ることはありません。
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1 通
→ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

※ 書類を提出する場合は、その都度、別添の「！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～」の裏面の確認手順「**その書類、大丈夫ですか？裁判所に提出する前に、まず確認！！**」に従って、相手に知られたくない情報の記載がないことを点検してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

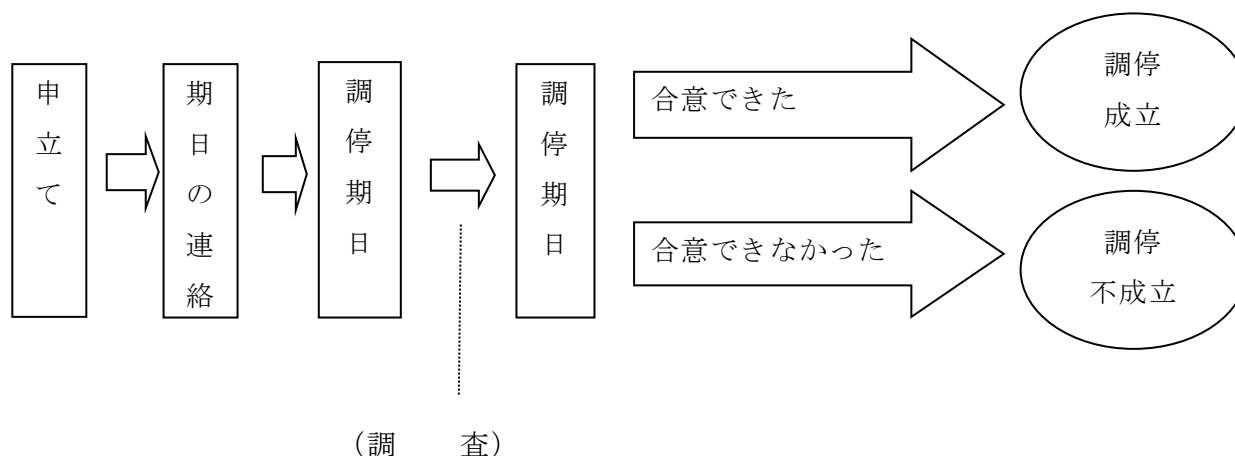
あなたの提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。（ただし、申立てにあたって提出された「進行に関する照会書」は、相手方が見ることはありません。）

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



○ その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。